

愛知県経営者協会会長 様

愛 知 県 知 事

テレワークの推進等による出勤者数の削減等について（依頼）

日頃は、本県行政の推進に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本県では、まん延防止等重点措置が令和 4 年 3 月 21 日をもって解除されますが、3 月 22 日からは「**「厳重警戒」**での感染防止対策」を実施することになりました。

つきましては、接触機会の低減に向け、引き続き、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務を推進していただくとともに、その実施状況を自ら積極的に公表していただくよう、別紙を活用するなど、貴団体の会員事業所に対し、改めて周知をいただきますようお願いいたします。

なお、県では、名古屋駅近くに開設した「**「あいちテレワークサポートセンター」**」及び「**「あいちテレワーク・モデルオフィス」**」において、テレワークの導入・定着に関する支援を行っておりますので、その御利用につきましても併せて周知いただきたいと思います。

また、国（厚生労働省）では、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を助成対象とする「**「小学校休業等対応助成金」**」を設けています。

事業主の皆様には、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いしているところです。

つきましては、貴団体の会員事業所に対し、本制度につきましても周知いただきますようお願いいたします。

オール愛知一丸となって、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、事業所の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

連絡先：労働局労働福祉課

仕事と生活の調和推進グループ（福島）

052-954-6360（ダイヤルイン）

労使関係グループ（渡邊）

052-954-6361（ダイヤルイン）